箕面市議会電子採決システム導入業務委託及び箕面市議会電子採決システム使用許諾

番号	業務名又は項目	質問事項	回答
1	使用許諾 仕様書　P1 2. 履行期間・内容	令和９年度以降も、本システムの継続利用を予定していますか。	令和 9 年度以降の本システムの継続利用につきましては、導入後の運用状況等を踏まえたうえで判断するため、現時点では未定です。
2	無	令和９年度以降の契約が今回の受注者との随意契約になるのでしょうか、それとも毎年度あらためて競争入札になる可能性がありますか。	現時点において、令和 9 年度以降の本システムの継続利用については、導入後の運用状況等により判断するため、契約方法につきましても未定です。
3	使用許諾 仕様書　P1 2. 履行期間・内容	「箕面市議会電子採決システム使用許諾仕様書」の P1、「2. 履行期間・内容」において、システムの利用期間が令和 8 年 11 月 1 日からとされていますが、令和 8 年 11 月 1 日時点で、導入業務仕様書に記載されたシステムの全機能について、本番利用可能な状態での構築完了が必要との認識でよろしいでしょうか。	ご推察のとおりでございます。
4	使用許諾 仕様書　P1 2. 履行期間・内容	「箕面市議会電子採決システム使用許諾仕様書」の P1、「2. 履行期間・内容」において、令和 8 年 11 月 1 日以前を利用開始に当たっての準備期間とされていますが、当該準備期間において、システムを利用可能な状態とする必要がある時期をご教示ください。また、準備期間開始時点で、仕様書記載の全機能が利用可能である必要がありますでしょうか。	① 令和 8 年 10 月 26 日（月）には、システムの全機能を利用可能な状態とする必要がございます。 ② 準備期間開始時点を契約締結日として回答します。準備期間開始時点において、仕様書に記載された全機能が利用可能である必要はございません。